下総国分寺跡地中レーダー探査業務委託特記仕様書

この特記仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。また、本特記仕様書に明記されていない事項については、「地質・土質調査共通仕様書」に準拠して行うものとする。

１　件　　名　　下総国分寺跡地中レーダー探査業務委託

２　業務目的

本業務は、非破壊探査手法である物理探査（地中レーダー探査）を用いて下総国分寺跡に関連する建物跡の範囲や遺構の有無、過去の調査場所の位置等を把握することにより、今後の発掘調査や国分寺跡の解明と保護、史跡整備のための基礎資料を得ることを目的に実施するものである。

３　委託場所　　市川市国分３丁目１７９０番１外

４　委託期間　　契約日から令和９年３月１２日まで

５　業務内容

下総国分寺跡地中レーダー探査業務として実施する業務は、現地での地中レーダー探査機による遺構の探査及び解析等とする。

・探査範囲　　約 1,500 ㎡（①金堂跡周辺：約 226 ㎡、②塔跡周辺：約 235 ㎡、③講堂跡周辺：約 309 ㎡、④中門・南大門推定地周辺：約 730 ㎡）
調査箇所①・②・④は現在の国分寺、③は国分寺、宝珠院、市川市の土地で、位置は探査位置図（別紙１）、探査位置と現況写真（別紙２）を参照

・地中レーダー探査　　探査においては、探査深度 1.5m程度まで探知できる装置と同等以上の性能の装置を使用し、探査範囲に測線を設定して平行に測定するものとする。
（参考：探査機は、手押し型を想定）
なお、測定前に探査深度等の性能の確認を行うものとする。
また、測定記録と現地での位置を対応できるようにし、障害等により測線配置が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

- 調査の目的：主要建物や門、過去の調査の位置や規模の把握
- 検出対象：金堂跡・塔跡・講堂跡の基壇及び礎石、建物跡、中門・南大門及び区画溝、過去に実施した調査の位置など
- 探査の想定深度：概ね地表面から４０～５０ｃｍ程で基壇上面及び関東ローム層に達することが見込まれる
- 現地の情報：探査位置は史跡指定地で、国分寺境内が中心となるため舗装や石敷している範囲が多く、北部は墓地内となる
- 留意事項：史跡指定地のため、杭打ちは不可で、車両が進入できるのは南部の一部となる

・解析　　地中レーダーにより取得したデータの解析を行い、①～④の深度スライス平面図及び遺構分布推定平面図、代表測線及び異常陰影箇所の縦断面と横断面を部位ごとに1～数箇所作成する。

6　調査時間及び安全管理

現地調査は昼間作業を原則とし、参拝者などの利用者及び建物等の国分寺の施設に対する安全確保に努めることとする。

7　添付資料

（1）探査位置図（別紙１）
（2）探査位置と現況写真（別紙２）
（3）完了届（別紙３）

8　打合せ等

当該業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と委託者が定めた監督職員は業務開始前、データ解析時、業務完了前に打合せを行うと共に、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

9　業務従事者の適正な配置

受託者は、適切な業務遂行のため、遺跡の地中レーダー探査に関する調査経験が３回以上ある業務責任者（主任技術者）を適正に配置しなければならない。

１０　提出書類及び成果品

（1）提出書類

1）業務着手時

受託者は、業務の実施に当たり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。

ア）業務実施計画書（業務工程表、実施体制、業務従事者リスト、使用する機材、連絡体制等）
イ）業務着手届
ウ）業務責任者届及び経歴書

2）業務途中

受託者は、業務途中に計画等の変更が生じた場合、次に示す書類を委託者に提出し、承諾を得るものとする。

ア）変更届

3）業務完了時

受託者は、業務完了後、業務委託期間終了日までに次に掲げる業務報告書等を委託者に提出するものとする。

ア）業務実施報告書（業務内容、業務実施日等を記載したもので、詳細は共通仕様書を参照）
イ）委託者が定めた完了届

（2）成果品

受託者は、業務完了後、業務委託期間終了日までに次に揚げる成果品を委託者に提出するものとする。

1）報告書（探査の成果や写真を添付したもの）　Ａ４サイズ　２部

２）図面（紙に印刷した図面を各２部）

ア）深度スライス平面図（1/200～1/400）

イ）遺構分布推定平面図（1/600～1/1,000）

ウ）断面図（1/60～1/120）

３）デジタルデータ

１）と２）の成果品はＣＤ等に記録して２枚提出するものとする。なお、PC ソフトや保存形式は監督職員との協議による。

なお、納品検査にあたり、不良箇所等誤りが発見された場合、受託者の責任において直ちに成果品を修正しなければならない。

１１　成果品に係る著作権等

（１）成果品に係る著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に規定する著作権の権利のうち受託者に帰属するものは、成果品引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。

（２）著作者人格権の制限

ア）受託者は、委託者に対し、次に揚げる行為をすることを許諾する。

①成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。

②成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、管理、発掘調査報告書の作成、発掘調査成果の公表・周知等のために複製し、又は改変すること。

③著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

④成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

イ）受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。

ウ）受託者は、委託者が著作権を行使する場合においては、著作権法第１９条第１項又は第２０条第１項に規定する権利を行使してはならない。

（３）第三者の著作権等の侵害の防止等

ア）受託者は、受託者が委託者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

イ）委託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

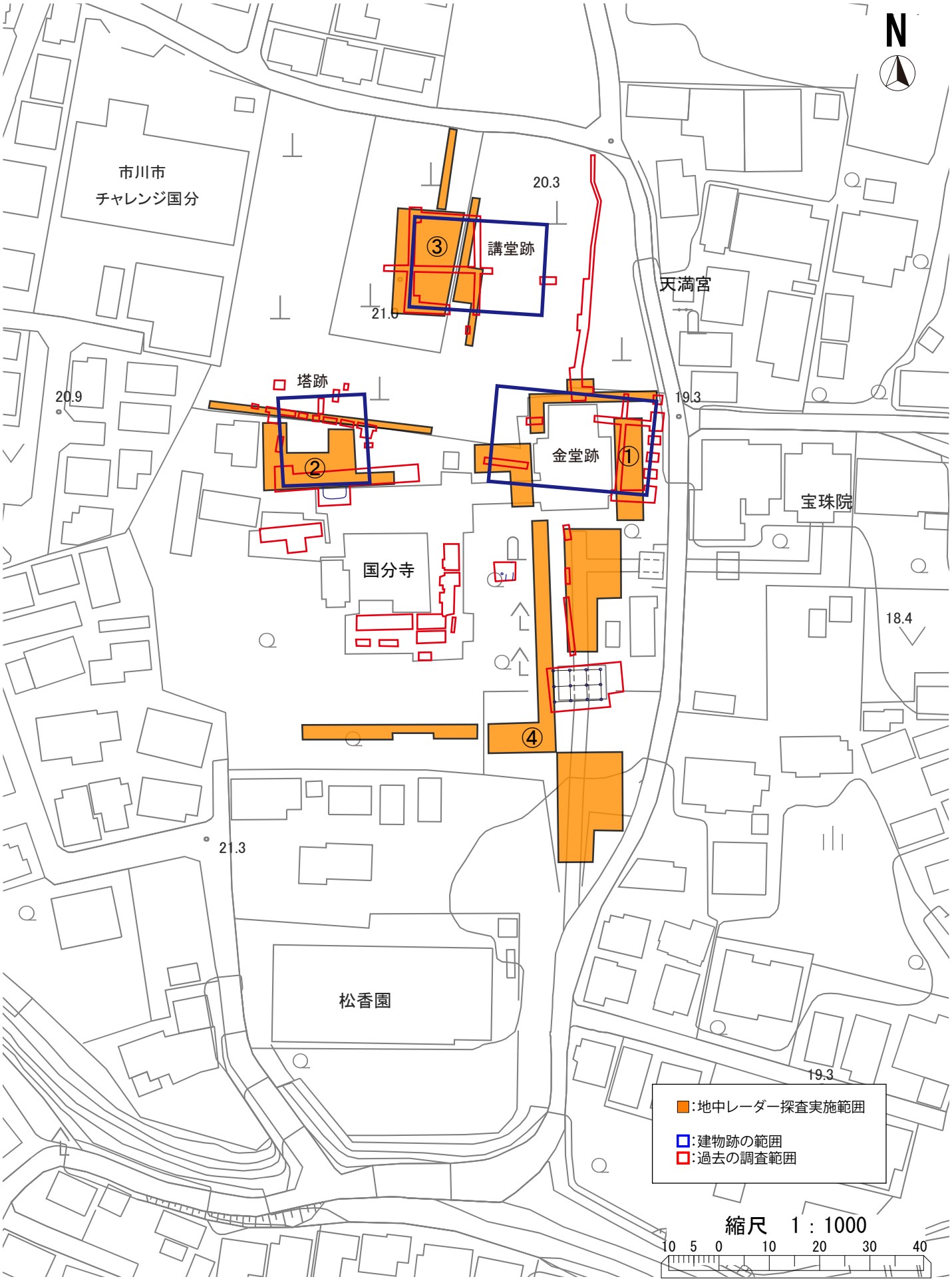
１２　その他

（１）委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

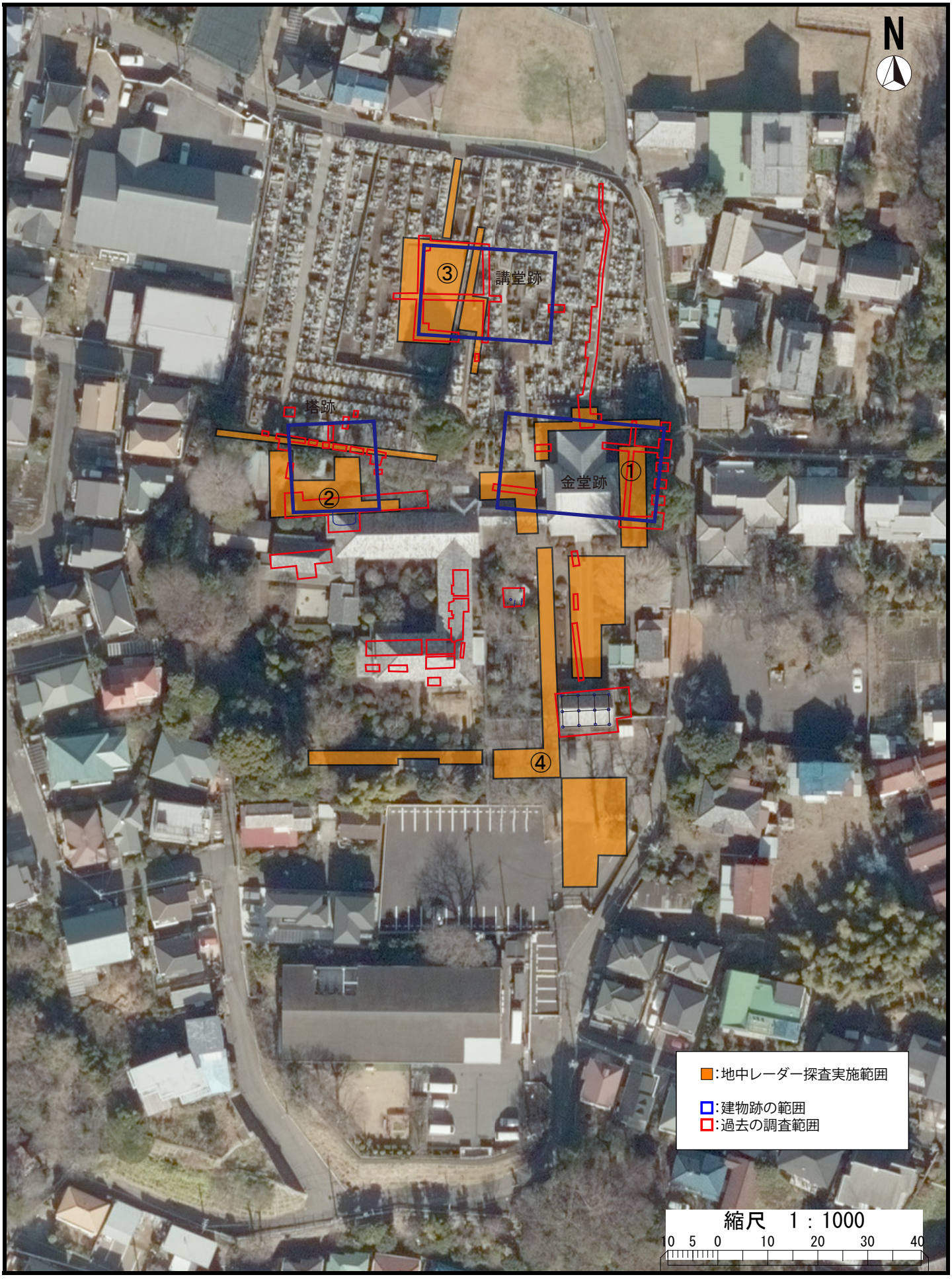
（２）受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

（３）受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

（４）この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。


N
市川市
チャレンジ国分
20.3
③
講堂跡
天満宮
21.0
塔跡
20.9
19.3
②
金堂跡
①
宝珠院
国分寺
18.4
④
21.3
松香園
19.3
:地中レーダー探査実施範囲
:建物跡の範囲
:過去の調査範囲
縮尺　1：1000
10 5 0 10 20 30 40

探査位置図


N
③
講堂跡
塔跡
②
金堂跡
①
④
:地中レーダー探査実施範囲
:建物跡の範囲
:過去の調査範囲
縮尺　1：1000
10 5 0 10 20 30 40

探査位置と現況写真

別紙3

完　了　届

令和　　年　　月　　日

市 川 市 長

住　　所

氏　　名　　印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

2. 施行(納入)場所

3. 契約年月日　　令和　　年　　月　　日

4. 委託金額　　円
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間　　令和　　年　　月　　日　から
令和　　年　　月　　日　まで

6. 完了年月日　　令和　　年　　月　　日

地質・土質調査共通仕様書

1　適用範囲

この仕様書は、市川市が発注する、地質・土質調査及び試験に関する業務（以下「調査」という。）に適用する。

(1)　設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先するものとする。

(2)　この共通仕様書は、調査の施行に関する一般的、共通的な事項を示すものであり、設計・測量等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

2　用語の定義

この共通仕様書においての用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「監督員」とは、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。

(2)「指示」とは、委託者側の発議により監督員が、受託者に対し地質・土質調査に関する方針・基準・計画等を示し、実施させることをいう。

(3)「承諾」とは、受託者側の発議により受託者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。

(4)「協議」とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(5)「立会い」とは、共通仕様書・設計図書等に示されたものについて、監督員が臨場し、内容を把握することをいう。

(6)「検査」とは、設計図書に示されたものについて、確認することをいう。

(7)「主任技術者」とは、契約の履行に必要な管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき受託者が定めた者をいう。

(8)「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。

3　主任技術者

主任技術者は、地質調査技士又は技術士とし、高度な技術と十分な実務経験を有するものでなければならない。

4　受託者の義務

(1)　受託者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

(2)　受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、氏名その他必要な事項を別添様式により監督員に提出するものとする。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は３名までとする。

(3)　担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

5　調査計画

(1)　受託者は、契約後速やかに調査計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2)　調査計画書には、契約図書等に基づき、下記に掲げる事項を記載するものとする。

ア）　調査内容（目的・概要を記載したもの）

イ）　調査の順序及び方法

ウ）　調査工程表

エ）　調査組織表

オ）　使用機械の種類・名称・性能を記載した一覧表

カ）　仮設備計画

キ）　その他必要事項

(3)　調査用仮設物は、図面及び特記仕様書に指定されたものを除き、受託者の責任において行うものとする。

6　打合せ等

受託者は、調査等を適性かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとり、必要な段階で十分な打合せを行うものとし、その内容についてはその都度記録し相互に確認しなければならない。

7　作業の進め方及び調査地点の確認

(1)　受託者は、調査着手前に、その位置を確認し標高等について監督員の承諾を得なければならない。

(2)　受託者は、各段階の作業が終了するごとに監督員に報告し、次の作業を進めなければならない。

(3)　地下埋設物の確認

受託者は、調査位置で、電話線、送電線、ガス管、上下水道管その他地下埋設物が予想される場合は、監督員に報告し、関係機関と協議のうえ現地立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

8　資料等の貸与及び変換

(1)　委託者は、特記仕様書に定められた図書その他関係資料等を受託者に貸与するものとする。

(2)　受託者は、前項の貸与された資料等は、必要がなくなった場合、直ちに返還するものとする。

9　現場管理

(1)　受託者は、土木工事安全施工技術指針（昭和４３年建設省官技第３７号）を参考にし、常に安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

(2)　受託者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和５１年建設省経機発第５４号の２）を参考にして、調査に伴う騒音及び振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

(3)　受託者は、調査現場に別途の調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。

(4)　受託者は、調査実施中監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆に迷惑となるような行為、調査をしてはならない。

(5)　受託者は、市街地における調査については、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年建設省経機発第１号）を遵守して災害の防止に努めるものとする。

(6)　.受託者は、調査箇所及びその周辺にある地上・地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

(7)　受託者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から天気予報に十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。

(8)　受託者は、火薬、ガソリン、電気その他の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。

(9)　受託者は、火薬類を使用し調査を実施する場合は、あらかじめ監督員に使用計画を提出し、承認を得なければならない。

(10)　受託者は、調査現場が危険なため一般の立入りを禁止する必要のある場合は、仮囲、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。

(11)　受託者は、現道上で調査を行う場合は、交通安全について、監督員・道路管理者及び所轄警察署と協議し、道路標識令、道路工事現場における標示施設等の設置基準に基づき必要な処置を講じなければならない。

(12)　受託者は、調査の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

１０　検査

受託者は、完成検査及び既済部分検査に際して、あらかじめ成果品その他関係資等を整えておくものとし、主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

１１　土地への立入及び補償等

(1)　受託者は、調査のため第三者の占有に係る土地に立入る場合又は立木伐採等を行う場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち調査が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合は、直ちに監督員に報告し協議しなければならない。

(2)　前項の立入りを行う場合は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(3)　特に定めのある場合を除き、借地料及び伐採その他の補償は受託者において行うものとする。

１２　跡片付け

(1)　受託者は、調査が完了したときは、残材・廃物・木くず等を廃棄物の処理及び清掃

に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）に則り適正に処理し、現場を清掃しなければならない。

(2)　調査孔の埋戻しは、監督員の承諾を受けなければならない。

１３　関係官公庁その他への手続き

(1)　受託者は、調査の実施のために必要な関係官公庁等に対する諸手続きを、迅速に処理しなければならない。

(2)　受託者は、関係官公庁等から指示、その他の措置を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告するものとする。

１４　提出書類

(1)　受託者は、別に定める様式により、契約締結後、関係書類を監督員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。

(2)　指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

１５　成果品

成果品の所有権はすべて委託者に帰属するものとし、受託者は公表、貸与又は使用してはならない。ただし、委託者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

１６　業務実績表の提出

業務実績表は、実際に業務にたずさわった実績を記載するものとし、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1)　実施工程表

(2)　打ち合わせ記録簿

(3)　日報（作業内容、作業日時、作業時間、作業人数等がわかるもの）

(4)　伝票の写し

(5)　その他監督員が必要と認めた事項

１７　疑義

受託者は、作業の実施に当たり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督員と協議のうえ、実施するものとする。